

浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（浪江町）

都市計画浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称			浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置			双葉郡浪江町大字権現堂字塚越、上馬洗田、下馬洗田、上柳町、中柳町、下柳町、上続町、下続町、北深町、南深町、蛭子町、新町、由草田、矢沢町及び一丁田、大字川添字佐野					
面 積			約 11.6ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設		約 3.3ha		備 考	交流、商業、業務施設等を配置する。		
	特定公益的・住宅施設		約 1.1ha			住宅等を配置する。		
	特定公益的施設		約 1.8ha			公共公益施設等を配置する。		
	特定 公共 施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考	
			区画道路・歩行者専用道路	—	16～4m	約 2,900m	駅東西に交通広場を配置する	
			町道上続町反町線を主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		広場	駅前及び地区東部に配置する。					
		公園及び緑地	既存公園を含めた公園を配置する。					
		その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：道路内排水施設等により既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 浪江町により供給する。					
	小 計		約 5.4ha					
			特定公益的・特定業務施設		特定公益的・住宅施設		特定公益的施設	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度			200／100、 又は 400／100		200／100、 又は 400／100		200／100、 又は 400／100	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度			60／100、 又は 80／100		60／100、 又は 80／100		60／100、 又は 80／100	
建築物の高さの最高限度			—		—		—	

「区域は計画図表示のとおり」

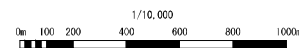
理由

既存の公共公益施設を含めた復興再生拠点の形成、及び「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を踏まえた基盤整備の推進等を図るため、区域及び区域の面積を変更し、特定公益的・特定業務施設、特定公益的・住宅施設、特定公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模を変更するもの。



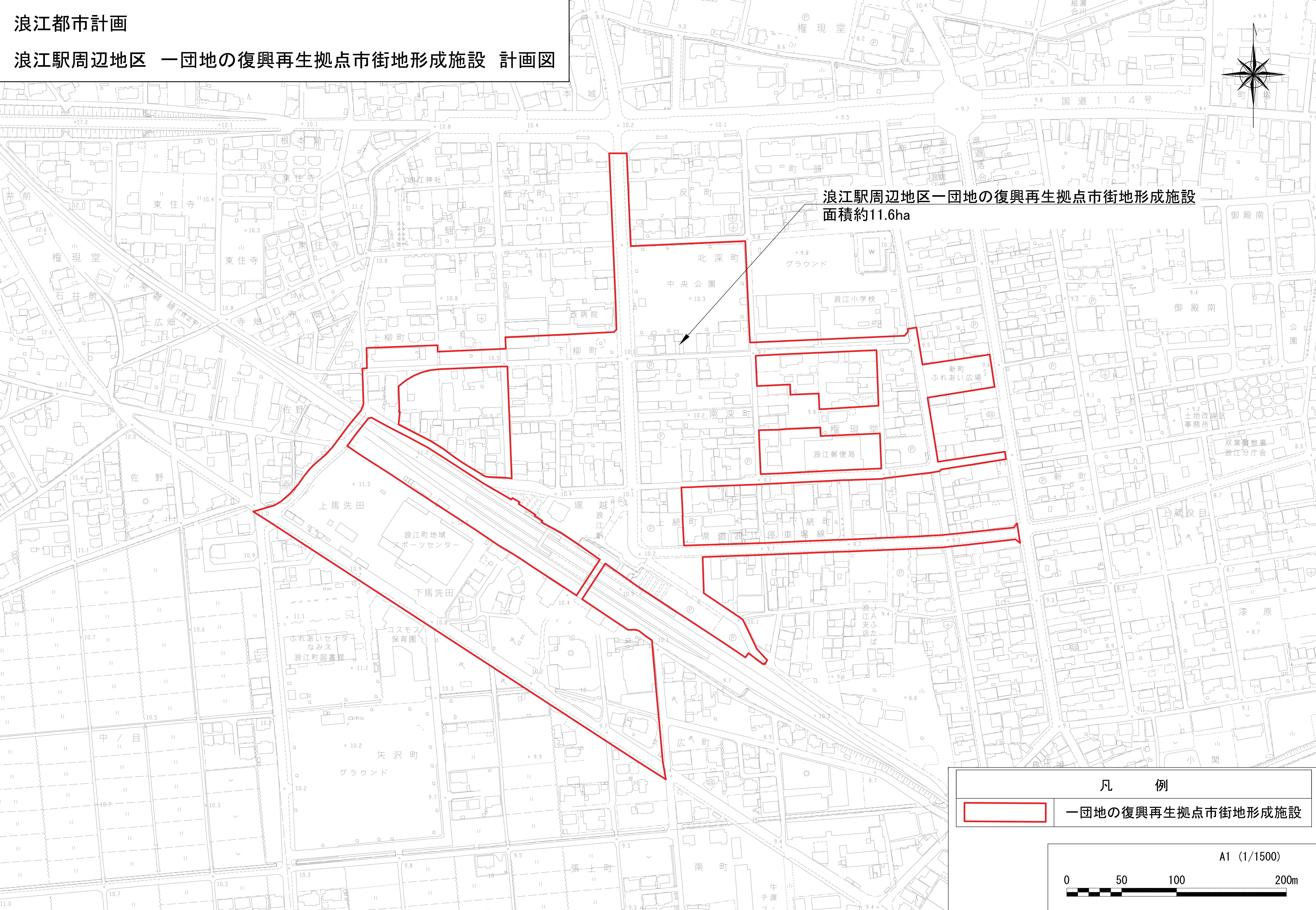
浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
面積約11.6ha

凡	例
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	工業専用地域
	都市計画公園



浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図



浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（浪江町）

変更前

変更後

I 新旧対照表

都市計画浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡浪江町大字権現堂字塚越、上馬洗田、下馬洗田、上柳町、中柳町、下柳町、上続町、下続町、北深町、南深町、蛭子町、新町、由草田、矢沢町及び一丁田、大字川添字佐野					
面 積		約 8.4ha 約 11.6ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設		約 2.5ha 約 3.3ha		備考	交流、商業、業務施設等を配置する。	
	特定公益的・住宅施設		約 0.9ha 約 1.1ha			住宅等を配置する。	
	特定公益的施設		約 0.3ha 約 1.8ha			公共公益施設等を配置する。	
	特定 公共 施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考
			区画道路・歩行者専用道路	—	16～4m	約 2,600m 約 2,900m	駅東西に交通広場を配置する
			町道上続町反町線を主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。				
		広場	交通広場と一体的な広場を駅前及び広場を地区東部に配置する。 広場を駅前及び地区東部に配置する。				
		公園及び緑地	既存公園を含めた公園を配置する。				
		その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：道路内排水施設等により既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 浪江町により供給する。				
	小 計		約 4.7ha 約 5.4ha				
		特定公益的・特定業務施設		特定公益的・住宅施設		特定公益的施設	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		200／100、 又は 400／100		400/100 200／100、 又は 400／100		200／100 200／100、 又は 400／100	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60／100、 又は 80／100		80/100 60／100、 又は 80／100		60／100 60／100、 又は 80／100	
建築物の高さの最高限度		—		—		—	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

既存の公共公益施設を含めた復興再生拠点の形成、及び「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を踏まえた基盤整備の推進等を図るため、区域及び区域の面積を変更し、特定公益的・特定業務施設、特定公益的・住宅施設、特定公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模を変更しようとするものです。

II 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県双葉郡浪江町のうち

大字^{ごんげんどう}権現堂字^{つかのこし}塚越、^{かみうまあらいだ}上馬洗田、^{しもうまあらいだ}下馬洗田、^{かみやなぎまち}上柳町、^{なかやなぎまち}中柳町、^{しもやなぎまち}下柳町、^{かみつづきまち}上続町、^{きたふかまち}北深町、^{みなみふかまち}南深町、^{しんまち}新町及び^{いっちょうだ}一丁田の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

福島県双葉郡浪江町のうち

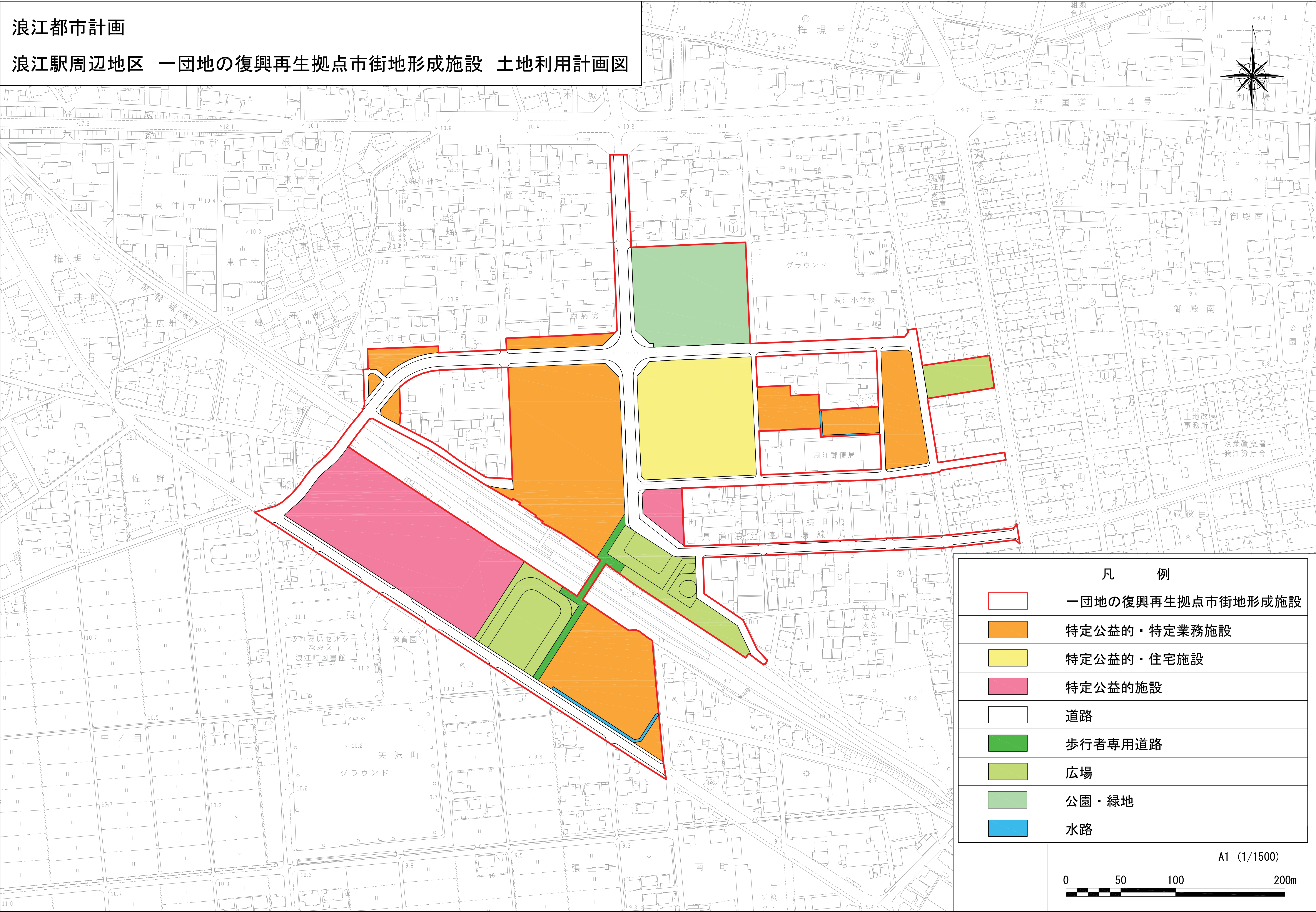
大字^{ごんげんどう}権現堂字^{つかのこし}塚越の各一部の区域

III 都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備考
令和3年12月1日	当初決定	浪江町	浪江町告示第118号

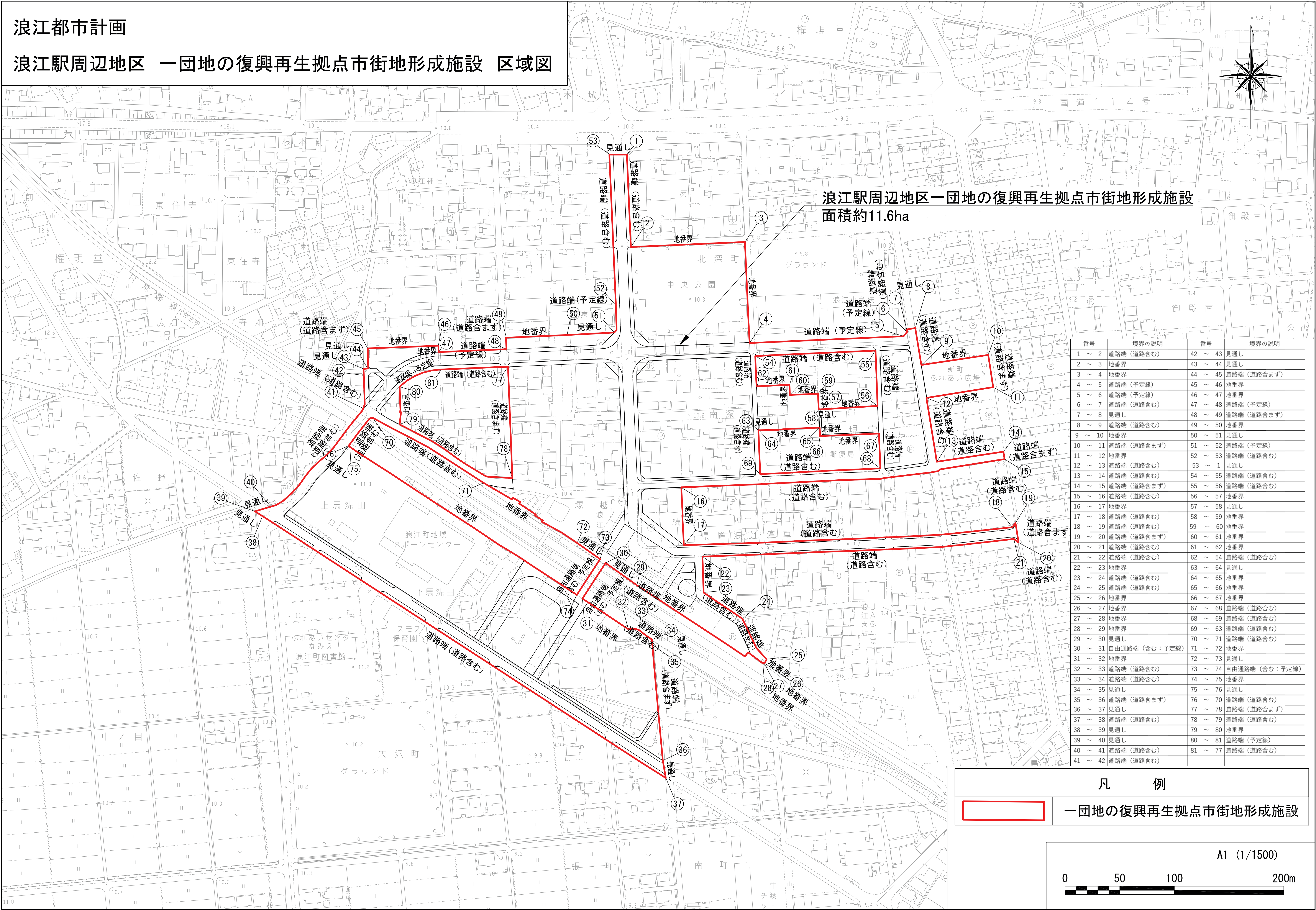
浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 土地利用計画図



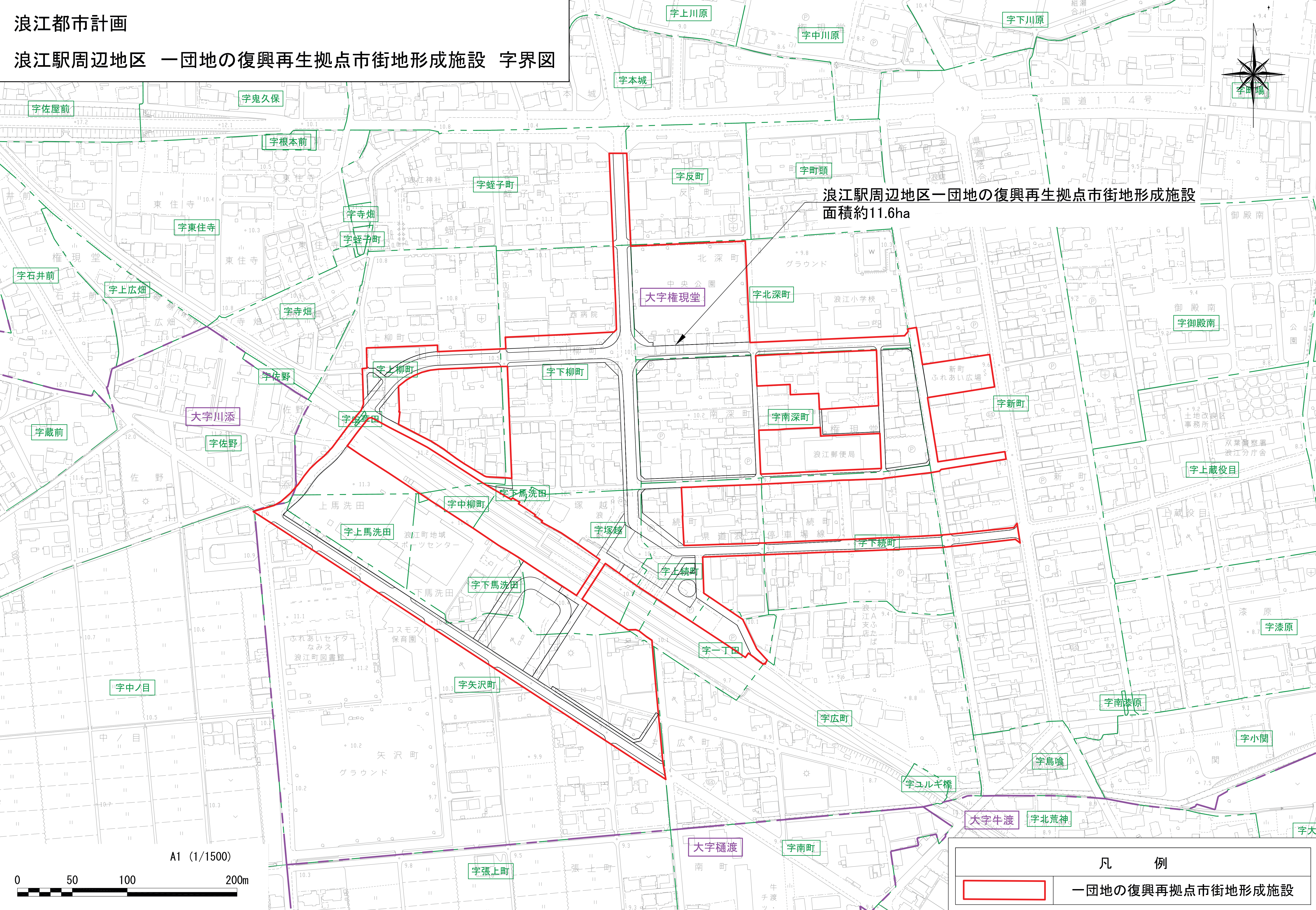
浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 区域図



浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 字界図



浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
面積約11.6ha

A1 (1/1500)

0 50 100 200m

凡 例



一団地の復興再生拠点市街地形成施設